

宗像地区消防本部告示第16号

宗像地区事務組合火災予防条例（平成19年宗像地区事務組合条例第46号）
第42条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会、その他の多数の者の集合する屋外
での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件を次のとおり定める。

平成26年7月1日

宗像地区消防本部
消防長 門 脇 豊

屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件

宗像地区事務組合火災予防条例（平成19年宗像地区事務組合条例第46号）第42条
の2第1項に規定する消防長が別に定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催す
る催しで人出予想が11万人以上の催しとして計画されているもの。
- （2）主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして
計画されているもの。
- （3）（1）、（2）に掲げる以外の催しで、消防長が人命又は財産に特に重大な被害を
与えるおそれがあると認めるもの。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。